

ネグリジェンス法その1  
(ニコラスH号事件叙説)

安藤 誠二

1. プレリユード

「あらし」と並んでウィリアム・シェイクスピア晩年の傑作と言われる「冬の寝ものがたり」で、妃の不義を邪推するシチリアの王レオンテスは、こう独白する。

「正しい判断力と、真実を見極める眼識！

俺には天賦の才がある

嗚呼、知らずば良かった！

天賦の才が呪われが変わろうとは！

盃に毒蜘蛛が浸っていることあろう

それを飲み、立ち去っても毒されぬ者がいる

知覚が影響を受けなかったからだ

だがその場に残り、忌まわしき中味を目にした者は

自分の飲んだものを知り、喉を掻き脇腹を摩する

そして激しく嘔吐して叫ぶ

俺は飲んだ、毒蜘蛛を見た

.....」(第二幕第一場)

(LEONTES

How blest am I

In my just censure, in my true opinion!

Alack, for lesser knowledge! How accursed

In being so blest! There may be in the cup

A spider steeped, and one may drink, depart,

And yet partake no benom, for his knowledge

Is not infected: but if one present

Th'abhorred ingredient to his eye, make known

How he hath drunk, he cracks his gorge, his sides,

With violent hefts, I have drunk, and seen the spider.

.....) The Winter's Tale II.1 by William Shakespeare

## 2. ネグリエンス法の展開

「冬の寝ものがたり」がロンドンで初演された約 300 年後、場所はスコットランドのグラスゴー郊外ペイズリーの町に移る。

マカリスト嬢はミンシェラのカフェに行き、友人の注文したジンジャービールフロートを飲んだ。グラスを空けた後、友人が暗色不透明のガラス瓶に残っていたジンジャービールを再び彼女のグラスに注いだところ、吐き気を催すような異物、おそらくは蝸牛の死骸、が浮かび上がった。マカリスト嬢は、気が動転して激しい腹痛をおこした。飲み物を買ったのは、彼女の友人であるから、マカリスト嬢とカフェの主人との間には契約関係 (privity of contract) が無く、契約責任を問えない。そこで、ドナヒュー夫人 (旧姓マカリスト嬢) は、製造者スティーヴンソン氏を不法行為で訴えた。

原告の主張は、被告は内容物検査不能の容器に入った飲料を消費者向けに製造している者として、有毒異物が混入しないよう管理し検査する法的注意義務を、最終消費者たる原告に対し負っているのに、この義務に違反したため原告が病気になり損害を被ったというものである。

ここで注意しておかねばならぬことは、当時は未だネグリエンスが独立の不法行為類型としては確立するに至らず、個々の特殊事例が (例えば交通事故、旅店受寄物の毀損、本来的危険動産等) 相互に脈絡無く散在していたことである。

第一審裁判官は、被告の法的義務なしとの異議を中間判断で却下し、証拠調べを開始したため、被告はスコットランドの第二審である Court of Session に控訴した。ここでは、被告の法的義務不存在の異議が三対一の多数判断で認められたため、原告は貴族院に上訴、斯くしてアトキン卿の有名な隣人原則が生まれ、ドナヒュー対スティーヴンソン事件が今日の英国ネグリエンス法の礎石となったのである。

『英国法には、注意義務を発生させる関係についての、何らかの一般概念が必然的に存在しなければならず、それは現に存在し、判例集に現れる事件はその事例に過ぎないことを、ここでは指摘するに留めよう。ネグリエンスの責任は、ネグリエンスと呼称しようが、他の法制に於けるように過失と論じようが、何れにしても、道徳的不正行為には行為者が責任を負わねばならぬとの一般市民感情に、基礎があることは疑いない。しかし、現実社会では道徳律の咎める作為ないし不作為があっても、被害を受けた全ての人に救済を求める権利を与える訳にはいかない。このようにして、原告の範囲と救済の程度を制限する法原則が生まれた。汝の隣人を愛

せよとの教義が法になり、吾人は隣人を害してはならぬこととなる。吾人の隣人とは誰かとの法律家の質問には意義の限定された回答が返される。隣人を害することあるべしと合理的に予測できる作為乃至不作為を避ける合理的注意を、吾人は払わねばならぬ。然らば法律上隣人とは誰か？答えは次の通りとなろう。吾人の行為によって近接的且つ直接的に影響を受けるため、当該作為乃至不作為に注意を向けたとき、そのように影響を受ける者として当然念頭に置かねばならぬ人々のことである。』(At present I content myself with pointing out that in English law there must be, and is, some general conception of relations giving rise to a duty of care, of which the particular cases found in the books are but instances. The liability for negligence, whether you style it such or treat it as in other systems as a species of “culpa,” is no doubt based upon a general public sentiment of moral wrongdoing for which the offender must pay. But acts or omissions which any moral code would censure cannot in a practical world be treated so as to give a right to every person injured by them to demand relief. In this way rules of law arise which limit the range of complainants and the extent of their remedy. The rule that you are to love your neighbour becomes in law, you must not injure your neighbour; and the lawyer's question, Who is my neighbour? receives a restricted reply. You must take reasonable care to avoid acts or omissions which you can reasonably foresee would be likely to injure your neighbour. Who, then, in law is my neighbour? The answer seems to be --- persons who are so closely and directly affected by my act that I ought reasonably to have them in contemplation as being so affected when I am directing my mind to the acts or omissions which are called in question.) Per Lord Atkin, *Donoghue (or McAllister) v. Stevenson* (H.L.) [1932] A.C. 562

尚付言すれば、ドナヒュー対スティーヴンソン事件は、製造者と販売者の間に契約関係があるときは、契約履行上の不注意により第三者に損害が生じても、第三者は自らが当事者ではない契約の利益を享受できないから、製造者に不法行為の責任を負わせることはできないとの、ウィンターボトム対ライト事件 (*Winterbottom v. Wright* (1842) 10 M&W 109) に原因があるとされる「契約当事者関係の謬見」(privity of contract fallacy) をも払拭したといわれる。

ところで、現在では、ドナヒュー夫人と同じように飲料製品の欠陥により身体障害を受けても、上記アトキン卿の隣人原則に依拠する必要はない。E.C.指令 ( Council of the European Communities Directive of July 25, 1985) と、その源を為す合衆国不法行為法第二リスティテメント s402A を、国内法に摂取した 1987 年消費者保護法第一部 (Part I of the Consumer Protection Act 1987) が

制定され、製造者等の製品供給者が無過失責任を負うこととなったためである。尚、同法の下でも、損害、欠陥、因果関係(the damage, the defect and the causal relationship of defect and damage)の証明は被害者がしなければならない。

しかし、消費者保護法は動産の製造者等責任に限られるから、その他一般のネグリジェンスによる物的損害や純経済的損失については、ドナヒュー対スティーヴンソン事件の準則がネグリジェンスの基本原則であることに些かの揺るぎもない。

さて、ネグリジェンス(negligence)と言う法律用語は、過失(fault)乃至不注意(carelessness)の意味で用いられることもあるが、本稿ではトレスパス(trespass)やニューサンス(nuisance)と同じく不法行為の独立した一類型(ドナヒュー対スティーヴンソン事件で確立した)を指すものとして用いている。ネグリジェンス成立の要件は、(1)被告が原告に注意義務(duty of care)を負っていること、(2)被告が不注意によりこの義務に違反したこと、(3)注意義務違反と損害との間に因果関係のあること、(4)損害が予見可能であって、遠隔にすぎぬこと、(5)被告に抗弁の存在しないことの五点である。

ドナヒュー対スティーヴンソン事件の貴族院は、三対二の僅差多数で製造者の責任を認めたが、多数意見のマクミラン卿は、こう言っている。

『抽象的な不注意には法は気を留めない。注意義務が存在しその義務の怠慢が損害の原因となったときに限って、法は不注意に関わってくる。不注意はこのような状況の下で、ネグリジェンスの法的性質を帯び、必然的にネグリジェンスの法的結果を伴う。然らば、この注意義務を発生させる状況とは何か？人は社交上、仕事上の日常の交わりで、他人と限りなく多様な関係を自律的又は他律的に持つことになる。然し、或特別の関係が、その関係にある人々の間に、注意義務を発生させるか否かを決定するためには、法は道理を弁えた人の基準にのみ頼る。訴えの根拠は人の過ちと同じく多種多様であり、そして、法的責任の概念も、変化する社会条件と基準に合わせて発展すると言って差し支えない。判断の基準は実社会の変化する環境に適合適応しなければならない。ネグリジェンスの種類には外延上際限がない。責任の基本的原則は、被告が原告に注意義務を負っていること、その義務違反の結果原告が損害を被ったことを証明できることにある。見解に相違の生ずる余地があるときは、どのような状況にあれば、注意義務を負う人と注意を受ける権利を有する人の関係が確立するかを決するのが基本原則である。』(The law takes no cognizance of carelessness in the abstract. It concerns itself with carelessness only where there is a duty to take care and where failure in that duty has caused damage. In such circumstances carelessness assumes

the legal quality of negligence and entails the consequences in law of negligence. What, then, are the circumstances which give rise to this duty to take care? In the daily contacts of social and business life human beings are thrown into, or place themselves in, an infinite variety of relations with their fellows; and the law can refer only to the standards of the reasonable man in order to determine whether any particular relation gives rise to a duty to take care as between those who stand in that relation to each other. The grounds of action may be as various and manifold as human errancy; and the conception of legal responsibility may develop in adaptation to altering social conditions and standards. The criterion of judgment must adjust and adapt itself to the changing circumstances of life. The categories of negligence are never closed. The cardinal principle of liability is that the party complained of should owe to the party complaining a duty to take care, and that the party complaining should be able to prove that he has suffered damage in consequence of a breach of that duty. Where there is room for diversity of view, it is in determining what circumstances will establish such a relationship between the parties as give rise, on the one side, to a duty to take care, and on the other side to a right to have care taken.) Per Lord Macmillan, *Donoghue (or Mcallister) v. Stevenson* (H.L.) [1932] A.C. 562

ドナヒュー対スティーヴンソン事件以前に於いては、原告と被告がどのような関係にあるとき注意義務が発生するか、入念に個々の情況に合わせて分類を行っていた。従って新たな事件が法廷に持ち込まれると、過去に同一の事件があれば良し、さもなくば相似の事件から拡大乃至類推解釈をして判決が下され、このようにして僅かずつ、注意義務が存在すると看做される関係乃至情況の外延が広がっていったのである。アトキン卿の隣人原則は、伝統的な立場を脱却して、注意義務を発生させる関係の一般概念の定式化を試みたものである。しかし、アトキン卿自身一般概念導入の困難を予測していた。

『一般原則を論理的に完結すべく定義しようとするれば、おそらく裁判官の職能を逸脱することになる。と言うのは、定義の一般化を進めれば進めるほど、本質的な要素を欠き、不要なものが導入されかねないからである。』 (To seek a complete logical definition of the general principle is probably to go beyond the function of the judge, for, the more general the definition, the more likely it is to omit essentials or introduce non-essentials.)

果たせるかな、隣人原則は重大転機であったとのリード卿による評価を経て、ウィルバーフォース卿の悪評高い二段階基準(a two-stage test of the existence of the duty of care)が現出するに至った。

『新しい論点が見れたとき、我々が問わねばならぬことは、その論点が

先例の適用を受けるか否かではなく、是認された原則がその論点に適用されるか否かであると言えるほど、ネグリジェンス法が原則に依存していると看做す傾向が近年着実に続いている。ドナヒュー対スティーヴンソン事件は重大転機であって、アトキン卿判決の有名な一節は原則の表明と看做すべきではないかと私は考える。それは成文法の定義であるかのように扱ってはならない。それは新しい情況に合わせて修正を加える必要がある。しかしドナヒュー対スティーヴンソン事件の原則は、その適用を排除することを正当とする何らかの根拠乃至妥当な説明がなければ、当然適用すべきである、と言明できるし又そうすべきである時が到来したと私は考える。』 (...there has been a steady trend towards regarding the law of negligence as depending on principle so that, when a new point emerges, one should ask not whether it is covered by authority but whether recognised principles apply to it. *Donoghue v. Stevenson* may be regarded as a milestone, and the well-known passage in Lord Atkin's speech should I think be regarded as a statement of principle. It is not to be treated as if it were a statutory definition. It will require qualification in new circumstances. But I think that the time has come when we can and should say that it ought to apply unless there is some justification or valid explanation for its exclusion.) Per Lord Reid, *Home Office v. Dorset Yacht Co., Ltd.* [1970] A.C. 1004; [1970] 2 W.L.R. 1140; [1970] 2 All ER 294; [1970] 1 Lloyd's Rep. 453.

『ドナヒュー対スティーヴンソン事件、ヘドレイ・バーン社対ヘラー合名社事件、内務省対ドーセット社事件といった当貴族院の三判決によって、今や、個々の情況に於いて注意義務の発生を確認するためには、当該情況の事実関係を注意義務の存在が確認された過去の先例に当てはめる必要のない局面に達した。寧ろ問題は二段階で処理されるべきである。被告の不注意が原告に損害を引き起こしかねないと被告が予期していたと看做しても無理がない程、原告と被告の間に、近接乃至隣人性という十分な関係があったか、先ず訊ねるべきであり、もしそのような関係が肯定されるならば注意義務の存在が一応推定される。近接乃至隣人性が肯定されると、次には、義務の範囲、義務を負担すべき人の部類、違反から生ずる損害などを否定、縮減、制限するよう斟酌すべき要素が存在するか考慮しなければならない。』 (Through the trilogy of cases in this House, *Donoghue v. Stevenson* [1932] AC 562, [1932] All ER 1; *Hedley Byrne & Co., Ltd. v. Heller & Partners Ltd.* [1963] 2 All ER 575, [1964] AC 465, and *Home Office v. Dorset Yacht Co., Ltd.* [1970] 2 All ER 294, [1970] AC 1004, the position has now been reached that in order to establish that a duty of care arised in a particular situation, it is not necessary to bring the facts of

that situation within those of previous situations in which a duty of care has been held to exist. Rather the question has to be approached in two stages. First one has to ask whether, as between the alleged wrongdoer and the person who has suffered damage there is a sufficient relationship of proximity or neighbourhood such that, in the reasonable contemplation of the former, carelessness on his part may be likely to cause damage to the latter, in which case a prima facie duty of care arises. Secondly, if the first question is answered affirmatively, it is necessary to consider whether there are any considerations which ought to negative, or to reduce or limit the scope of the duty or the class of person to whom it is owed or the damages to which a breach of it may give rise.) Per Lord Wilberforce, *Anns v. Merton London Borough* [1977] 2 W.L.R. 1024; [1977] 2 All ER 492 at 498 ; [1978] AC 728 at 751-752

損害の予見と公共の政策判断というウィルバーフォース卿の二段階基準により、1970年代の終わりから1980年代前半にかけては、広範囲に注意義務の存在が認定され、ネグリジェンス成立要件の制限が効かず訴訟殺到の一因ともなった。そして、過度の訴訟救済は望ましくないとの防潮門 (floodgate) 論争に発展するが此处では触れない。

このウィルバーフォース卿の法準則に同意できないと明白に表明した代表的な例はオーストラリア高等法院のブレナン裁判官の判断である。『もし他人に与える損害の予見可能性が損害発生を避けるべき行為義務の網羅的基準であるとするならば、ある種の適用制限 — おそらくはアンズ事件で提言された一般的命題の第二段階のような限定を — 導入することが当然のことながら不可欠となろう。私はこの処理方法に賛成できない。法は、新しい種類のネグリジェンスを、「推定注意義務を広範に拡張した上で、それを只義務の範囲や義務を負うべき人の部類を否定、縮減、制限すべきか否かの斟酌」といった漠然たる基準のみで制限する方法によるのではなく、寧ろ増殖的に且つ確立された種類からの類推によって発展させる方が望ましいと私は考える。』 (Of course, if foreseeability of injury to another were the exhaustive criterion of a prima facie duty to act to prevent the occurrence of that injury, it would be essential to introduce some kind of restrictive qualification - perhaps a qualification of the kind stated in the second stage of the general proposition in *Anns*. I am unable to accept that approach. It is preferable, in my view, that the law should develop novel categories of negligence incrementally and by analogy with established categories, rather than by a massive extension of a prima facie duty of care restrained only by indefinable 'considerations which ought to negative, or to reduce or limit the scope of the duty or the class of person to whom it is owed'.) Per Brennan, *J. Sutherland Shire Council*

v. Heyman (1985) 60 ALR 1 at 43-44; (1985) 157 C.L.R. 424

次いで、キース卿が戦いの狼煙を上げた。

『ネグリジェンスに於ける注意義務の存在を決定するためウィルバーフォース卿が定立した二段階基準は、それが受けるのに相応しい価値以上に、おそらくは卿自身が意図した以上に、過度の重要性を与えられてきたと、我々は敢えて考えざるを得ない。更に、基準の第一段階の表現は誤った解釈を招く危険を孕んでいる。』(Their Lordships venture to think that the two-stage test formulated by Lord Wilberforce for determining the existence of a duty of care in negligence has been elevated to a degree of importance greater than it merits, and greater perhaps than its author intended. Further, the expression of the first stage of the test carries with it a risk of misinterpretation.) Per Lord Keith, Yuen Kun-Yeu and Others v. Attorney-General of Hong Kong, (Privy Council) [1988] A.C. 175; [1987] 3 W.L.R. 776; [1987] 2 All ER 705.

一方に於いて、講学上「アンズからの後退」(Retreat from Anns) と呼ばれる概念基準の内包の精密化努力(一般から個別への回帰)も為されてきた。カパロ産業社対ディックマン事件のブリッジ卿によると、『そこで現出した基準は、注意義務を発生させるあらゆる状況に必要な構成要件として、損害の予見可能性に加えて、義務を負う人とその相手の人との間に法が近接性乃至隣人性と特徴付けた或関係が存在しなければならないこと、及びその状況が一方の人のために他方の人に所与の範囲の義務を法が負わせることが公正、正義、道理に叶うと法廷が考えるようなものであることを定立したことにある。』(What emerges is that, in addition to the foreseeability of damage, necessary ingredients in any situation giving rise to a duty of care are that there should exist between the party owing the duty and the party to whom it is owed a relationship characterised by the laws as one of 'proximity' or 'neighbourhood' and that the situation should be one in which the court considers it fair, just and reasonable that the law should impose a duty of a given scope upon the one party for the benefit of other.) Per Lord Bridge of Harwich, Caparo Industries Plc. v. Dickman [1990] 2 A.C.605 at 617; [1990] 2 W.L.R. 358.

アンズ対メルトン・ロンドン特別区事件からこれを覆した(実際には overrule であるが婉曲に depart from という)マーフィー対ブレントウッド地方区会事件(Murphy v. Brentwood District Council, (H.L.) [1991] 1 A.C. 398; [1990] 3 W.L.R. 414; [1990] 2 ALL ER 908; [1990] 2 Lloyd's Rep. 467)に至る10数年は、ネグリジェンス法にとっては、振幅の大きい激動の時代であったが、この間の経緯については、別の機会に記述する。(尚、マーフィー対ブレントウ



ッド地方区会事件は、貴族院が厳格な先例拘束性の原理を変更した 1966 Practice Statement (Judicial Precedent) [1966] 1 W.L.R. 1234 以来 25 年間で 8 度目の判例変更であった。)

このように、伝統的な増殖乃至増分的手法と、アトキン卿、リード卿、ウィルバーフォース卿に代表される一般的概念基準定立手法との相克は、今なを続けているが、現状は伝統的手法が優勢と言って良からう。

### 3 . 海事判例に見るネグリジェンス

さて、視点を変えて、最近の判例からネグリジェンスの一局面を垣間見ることとしよう。

ニコラスH号は、鉛と亜鉛の精鉱を撒積みして南米から地中海に向かったが、船体外板と内部隔壁に亀裂が生じたため、積地を出帆して二週間後にプエルトリコのサンファンに寄港した。本船入級の船級協会の現地検査員の検査を受けたところ、ヨーロッパ航海に出る前に最寄港で本修繕を行うことが、船級維持の条件となった。然し、船主は、本修繕の指定勧告を意図的に避け、溶接と補修剤を用いた船体亀裂部分の現場仮修繕を済ませ、再度船級協会検査員の検査を受けた。検査員は最初の指定事項を撤回して、改めて、予定航海が完了した後可及的速やかに仮修繕箇所を検査して必要な処置を施すよう指定事項の勧告を行った。サンファン出港の翌日仮修繕箇所に亀裂が発生し、洋上修繕の努力にも拘わらず数日後本船は沈没し、積荷は全損となった。荷主は、傭船者、船主、船級協会の三者を訴えたが、傭船者については訴訟を遂行しなかった。船主との間ではヘーグ規則の責任制限に従った請求額の一部支払いで決着をみたので、残余の請求額について船級協会に賠償を求めた。船級協会に対する請求は不法行為に基づくものであって、その理由とするところは、被告船級協会はサンファン港及び港外で行った検査及び指定事項の勧告に際し、積荷が損傷又は滅失する危険に晒されないよう合理的注意を払う義務を荷主に対して負っていたこと、そして被告は所属検査員を通じてこの義務に違反したこと、更にその結果積荷が滅失したことであった。

商事法廷には、予備的争点 (preliminary issue)として、「原告の請求原因で主張された事実を基礎にすると、被告は損害賠償責任を発生させるような注意義務を原告に対して負っているかどうか」についての判断が求められた。この予備的争点について判断を求めるため、両当事者は、原告全員が関連時点で積荷の所有者であったこと、荷主の被った損害は所有物の物的損害であったこと、被告の注意が欠けると積荷が物的損害の危険に晒さ

れることもあろうと予見できたこと、事故は外国で起こったが不法行為に基づく損害賠償請求の二重起訴を要する法の抵触が無いこと等を、前提とすることに合意した。更に、請求原因で原告が主張している関連事実は証明されたとの前提で、注意義務の存否についての予備的法律判断を求めることが、当事者間で合意された。(但し、上記諸々の合意は、予備的争点について法廷の判断を求める基礎として、仮定されたもので、本訴になれば当然その全てについて否認乃至争われる。一、二例を挙げると、B/L 契約上の瑕疵担保責任が B/L とともに移転するとしても、不法行為に対する求償権が新たな B/L 所持人に移るとは一概に言えないことから、原告適格についても争いの余地があろう。又、商品取引 (commodity trading) の実際から考えて、本件貨物の喪失が物的損害であったかも疑問。)

高等法院のハースト裁判官 (Hirst J.) は、原告の主張を認め、被告は損害賠償責任を負わねばならぬような注意義務を原告に対し負うこともあり得る (capable; 未だ事実関係の証明が為されていないから用いられた語) と判断し原告勝訴、被告は控訴した。 [1992] 2 Lloyd's Rep. 481.

控訴院の判断を求めた主要な争点は、第一に注意義務を課す法的要件は何か、第二に前提にされた事実関係はその法的要件を充たしているのかの二点であった。第一の争点について当事者間にある本質的対立点は、ネグリジェンスによる損害が、原告 (被控訴人) の身体又は財産に物的損害 (physical damage) を与えた場合と、損害が純経済的損失 (purely economic loss) である場合とには、質的相違があるのか、それとも単なる程度の差に過ぎないのかであった。先例に従えば、物的損害に関しては損害の合理的予見可能性の証明のみで足りるという原告の主張に対し、物的損害と純経済的損失とは共に単なる損害又は損失の予見可能性のみでは足りず、当事者間に先例が「近接性」と表現する関係と、更には被告 (控訴人) に注意義務を課すことがあらゆる状況の下で公平、正義、道理に叶っていなければならないと被告は主張した。

此処で話を中断して、純経済的損失について注釈を加えなければならない。其れは、例えば欠陥建築物の修繕費や市場価値の減価、欠陥製品の代替品購入費、動力電遮断中の工場操業利益の喪失、不実の信用調査報告を信賴したため被った商業上の損失等、物的損害に起因乃至付随しない経済的損害を指し、多数の判例と論攷があって議論が喧しい。それ自体極めて興味深い研究テーマであるが、詳説すると多くの紙数を要するうえ、本事件では前述の通り損害が物的損害であるとの当事者間の前提合意が存在するので、改めて起筆することとして此処では立ち入らない。

ところで本題に戻って、控訴院の裁判官サヴィル卿 (Saville L.J.)は、「純経済的損失と物的損害何れの場合に於いても、注意義務が存在しその違反があれば、法の認める救済は経済的補償である。どちらの場合にも、損失乃至損害が金額で評価できるのであれば、その二つの状況の間に適用すべき原則に相違のあるべき筈もない。」と判断し、被った損失の性質如何で被害者の救済に差が生じないことは、夙にヘドレイ・バーン社対ヘラー合名社事件のデヴリン卿により「直接発生した経済的損失と物的傷害乃至損害に起因する経済的損失に差別を設けようとするには条理も無ければ常識もない」と指摘されていると述べた。(I can find neither logic nor common sense in this.) Per Lord Devlin, Hedley Byrne & Co., Ltd. v. Heller & Partners Ltd. [1964] A.C. 465 at 517; [1963] 3 W.L.R. 101; [1963] 2 All E.R. 575, H.L.(E.); [1963] 1 Lloyd's Rep. 485.

それでは、所与の状況の下、法が注意義務を課す必要条件は何か？ 原告は、ドナヒュー対スティーヴンソン事件のアトキン卿の闡明に専ら依存しつつ、誰が隣人であるかの基準は不注意による損害の予見可能性のみであり、予見可能性の基準と近接性の基準は、物的損傷では同一のもであると主張する。そして一旦予見可能性が確認されると、義務を課すことが正義、公平又は道理に叶うか考慮する必要はないと主張する。

このような原告の主張にも拘わらず、サヴィル卿によれば、アトキン卿の判示を片言隻句で捉えるのは誤りであって、当該事案の状況から文脈を解釈すれば、損害の予見可能性の要件の他、当事者間に近接、直接の関係の要素と、公平、正義、道理を考慮すべき要素が明瞭に読みとれる。

その他にも、原告の主張を支持するよう当控訴院を拘束する先例は存在しない。三要素は時として重なり合い、実は同一要件の異なる面に過ぎない。これら注意義務発生要件は全く識別された別個の要件ではなく、寧ろ所与の事案に義務を課すことが現実的か否かを解決する適切且つ有益な方策である。そして、先例拘束性の法準則の下では、時日の経過に従い、義務が存在すると（又は存在しないと）判断された事案の種類が蓄積されるのである。

次いで、サヴィル卿は本事案の具体的状況を勘案しつつ、上に述べた三要件を満足するか否かの検討に入る。船級協会の歴史、公的・私的活動の目的と機能、船級規則、船舶の船級維持の意義、検査の方法と検査員の立場、協会・船主の関係と役割分担、本件現地検査員の検査方法と指示事項勧告の是非等諸々の状況が検討された。

既に述べたように、臨時検査の実施と指定事項の勧告に際し、合理的注

意が欠けると、少なくとも当時本船上にあった積荷が物的損害の危険に晒されることもあろうと予見可能であったことは、予備的争点について判断する前提として、訴訟当事者共通の基盤となっている。

そこで原告は次のように陳述する。被告が自ら掲げている目的が、「海上に於ける人命と財産の安全を確保する」ことにあるのに加えて、本船の安全に懸念があったからこそ臨時検査が行われたことを考えると、当時積荷が本船上にあった事実によって、被告検査員と原告積荷の間には、近接的な関係が存在したことになる。換言すれば、本事案の状況下では、積荷の安全は被告の手中にあったのである。そうであれば、損害滅失危険の予見可能性と、当該状況下で発生した関係を前提に於けば、被告が、将にその目的で存在し且つ船主がその目的で委嘱した職能そのものを実行するに当たり、合理的注意を払う義務を原告に対し負っていると、法が判断することは当然のことながら、公正、正義、道理に叶っている。

然し、サヴィル卿は、原告の依拠する状況が注意義務の存否を判断する要素であることを是認しつつも、それらと均等以上に評価すべき事情が存在すると判断した。貨物はヘーグ・ルールズの適用を受ける船荷証券で船積みされているが、その結果英国法の下では、船主が航海開始の時に、本船の堪航性を維持するため十分な注意を払うべき、他人に履行を委任しても責任は転嫁できない、義務を貨物の所有者に対して負っている。(the shipowners were under a non-delegable duty to the cargo owners to use due diligence to make the vessel seaworthy before and at the beginning of the voyage: Riverstone Meat Co., Pty. Ltd. v. Lancashire Shipping Co., Ltd. [1961] A.C. 807; [1961] 1 Lloyd's Rep. 57.)

ヘーグ・ルールズ(とそれを継承したヘーグ・ヴィスビー・ルールズ)は、船主と船荷証券による貨物の所有者との間に存在する権利と義務を調整するために、国際的に認められた規則として成立している。記録長官サー・ジョン・ドナルドソンが、リー・シラヴァン社対アリアクモン海運会社事件で、「この規則は、船荷証券による運送契約に関する全てのこと、責任と義務、権利と免除、損害賠償金額の制限、時効、証拠規定、補償と権利等が、複雑に入り組み混成している。」(the rules create an intricate blend of responsibilities and liabilities, rights and immunities, limitations on the amount of damages recoverable, time bars, evidential provisions, indemnities and liberties, all in relation to the carriage of goods under bills of lading.; Per Sir John Donaldson M.R., Leigh and Sillavan Ltd. v. Aliakmon Shipping Co., Ltd. [1985] Q.B. 350 at 368; [1985] 1 Lloyd's Rep. 199.)

然し、もし原告の主張に従うとすれば、船級協会は船主と同一の義務を負っている一方、ヘーグ・ルールズや他の国際条約で認容されている均衡

要素の恩恵を受けないこととなり、公平、正義、道理に叶うとは看做し得ない。貨物に対する注意義務は、本来船主が負担すべきものであり、船級協会に同様の義務を課す必要はない。

次に原告と被告の間に近接関係が存在するか否かの問題についても、貨物の管理責任が船級協会ではなく船主にあることを考えると、否定に解さざるを得ない。原告と被告の間には取引は無かったし、貨物の管理については船主だけに信頼を置いていたことは明らかである。しかも、原告は船級協会の検査が行われたことも知らず、ましてや検査員の行ったことに信頼した事実も示されていない。

以上のように、控訴審のサヴィル卿は、注意義務発生 of 所謂三要件の中、訴訟当事者が仮定の上で前提とした損害発生の予見可能性を除くと、両者間の近接性関係の存在と、注意義務を被告に課すことの公平、正義、道理を共に否定した。

他方、マン卿 (Mann, L.J.) は、原告の貨物に物的損害が生ずることが予見可能であれば、原告と被告の間に近接関係が十分構成されると述べ、決定的な問題は、その関係が被告に注意義務を負わせることが公平、正義、道理に叶うような関係であるか判断することにあると言う。しかも本件の如く新しい事案で、類推適用できる先例のないときは、ドーセット・ヨット会社対内務省事件のピアソン卿の言葉を借りれば、究極的には常に「印象と直覚的判断」の問題であると言う。 ("impression and instinctive judgment" Per Lord Peason, *Dorset Yacht Co., Ltd. v. Home Office* [1970] A.C. 1004; [1970] 2 W.L.R. 1140; [1970] 2 All E.R. 294, H.L. (E.); [1970] 1 Lloyd's Rep. 453.)

原告は、船主の堪航性維持に関する他人に履行を委任しても責任は転嫁できない義務の違反に対して（制限されたものではあっても）、契約上の賠償請求権を有している。そして、ヘーグ・ルールズとの関係については、A（原告）と B（船主）との契約が、注意義務を第三者 C（被告）に課すべきかを判断する上で影響を及ぼす要素であるからと言っても、その影響が、契約の条項が C（被告）の利益のために設けられていても局外者 C（被告）はその条項を A（原告）または B（船主）に対しては援用できないとの原則 (doctrine of privity of contract) に反するものではない。従って、原告が堪航性に関し無制限の不法行為責任を被告に求めるのは、不公平、不正義、非道理であると判示して、結論としてはサヴィル卿と同じく第一審判決の誤りを指摘して、被告の控訴を認容した。

また、バルクーム卿 (Balcombe L.J.) は、「公平、正義、道理」の語句が「近接性」の語句に加えて評価基準とされることに疑問を呈し、前者は後

者の存在が必要程度に達しているか検討する際に採用される基準であると述べた後、サヴィル卿の挙げる諸々の理由により原告被告間の関係は十分な近接性に達していないと判断した。そして本事案の状況の下で、被告に原告に対する注意義務を課すことは、ヘーグ・ルールズとヘーグ・ヴィスピー・ルールズにより複雑にして且つ念入りに規定された国際規約に干渉することとなり、また国際規約を侵害する危険を孕んでいると述べ、サヴィル卿、マン卿と並んで、被告勝訴の判断を下した。

Mark Rich & Co., A.G. and Others v. Bishop Rock Marine Co., Ltd. and Others, [1994] 1 W.L.R. 1071; [1994] 1 Lloyd's Rep. 492.

尚、本件控訴審判決に対し原告は上訴請求を行い、貴族院の上訴委員会が1994年6月7日その請求を認めた。ネグリジェンス一般について前述した通り、注意義務の存在を認定するアプローチは、未だ確立せず流動的ともいえるのがネグリジェンス法の現状であり、然も本控訴院判決が三裁判官全員一致の控訴認容であると言っても、注意義務存否の判断基準がそれぞれ微妙に相違することを考えると、貴族院でどのような判断が示されるか予想することは容易ではない。

ところで、米国海事協会(American Bureau of Shipping, 略称 ABS) は、その鋼船規則(Rules for Building and Classing Steel Vessels)の1.25 責任の項で、「本協会は、技術集団であって、検査員又は協会が技術を備え且つ有能と認めた人々を通じてのみ活動できる。本協会のどのような事業でも利用しようとする全ての者は、次のことを理解し合意したものとする。即ち、協会・その委員会と使用人は何れも、その検査員・代理人・使用人・役員又は委員会の作為又は不作為が、不注意あるいはその他の理由によるものであれ、その作為又は不作為に関し、いかなる状況の下に於いても、全く責任が無く責めを負わないものとする。又、協会・その検査員・代理人・使用者又は委員会の検査記録・その出版物・協会の発行する報告書・証書又は他の書類に如何なる不正確・脱落があっても、同様に、如何なる状況の下に於いても、全く責任が無く責めを負わないものとする。」(1.25 Responsibility The Bureau, being a technical society, can act only through Surveyors or others who are believed by it to be skilled and competent. It is understood and agreed by all who avail themselves in any way of the services of the Bureau that neither the Bureau nor any of its Committees and employees will, under any circumstances whatever, be responsible or liable in any respect for any act or omission, whether negligent or otherwise, of its Surveyors, agents, employees, officers or committees, nor for any inaccuracy or omission in the Record or any other publication of the Bureau, or in any report, certificate or other

document issued by the Bureau, its Surveyors, agents, employees or Committees.)と明確に規定している。もし、これから更に歩を進め、積荷所有者他第三者に対する船級協会の責任をも、船主が補償することを約し、あるいは、船荷証券のヒマラヤ約款（Himalaya Clause: B/L 所持人に対する船主の下請人等の免責を定め、下請人等を B/L 契約の当事者と看做す規定）に船級協会を含めることに、船主が同意するようなことになれば、船主責任制限の制度そのものが崩壊しかねない懸念が表明されている。（Russel Harling, Thos. Miller & Co., L.M.C.L.Q., Mar., 1994, Peter Cane, Corpus Christi College, Oxford, L.M.C.L.Q., Sept., 1994)

#### 4 . 落ち穂拾い

また、本事案と直接の関わりがないため、判決では言及されていないが、船級協会の関わった判例には次のようなものがある。中でも最新で、しかも米国上級審の判例であるサンダンサー号事件（The Sundancer）のみに概要を記す。

- (1) Great American Insurance Co. v. Bureau Veritas [1973] 1 Lloyd's Rep. 273.
- (2) Mariola Marine Corporation v. Lloyd's Register of Shipping [1990] 1 Lloyd's Rep. 547.
- (3) Sundance Cruises Corporation v. American Bureau of Shipping [1994] 1 Lloyd's Rep. 183.

（船主 X はカーフェリーを買い、豪華客船に改造してバハマに船籍登録した。X は船級協会 Y に、1974 年海上人命安全条約（SOLAS）証書と満載喫水線条約証書を、バハマ政府に代行して発給し、また船舶保険付保のため船級検査証書を発行するよう依頼した。Y は本船を検査して、仮条約証書と仮船級証書を発行した。本船は出帆の数日後、船底が岩盤に接触、水線下船体に亀裂を生じて浸水し、ついには沈船、推定全損となった。致命的浸水の原因は、生活排水系統の弁不在と、水密隔壁の貫通孔にあったが、前者は SOLAS 違反、後者は SOLAS 違反と船級規則違反であった。X は訴えを起こし、Y に不注意がなければ、浸水の原因となった欠陥個所が発見され、それが修復されるまでは船級証書が発行されなかった筈である（従って本船の出港もなければ、沈船にもならなかった）として、Y の契約責任を追及した。

第二審の合衆国第二巡回区控訴裁判所は、「(a) Y は政府代行業務については、法的責任をバハマ法規により免責されるが、船級検査証書については何らの免責を保証されない。(b) X は船級証書の発行により損害が生じたことを証明できなかった。(c) Y ではなく X が、本船上の作業を管理し終

局の責任を負っている。Xは、本船の改造、修繕、保全の全責任と共に、海事法上本船の堪航性維持に十分な注意を払うべき転嫁不能の義務(non-delegable duty)を負っている。Yが、船級検査と証書発行に同意しても、このようなXの義務を引き受けたとは言えない。」と判示してXの控訴を棄却した。)

但し、本判決は、事案に固有の事実関係から、船主が損害の全責任を負うこととなったもので、船級協会は、入級船主との契約関係については、責任を免除されるとの一般的な先例とはならないことに注意を要する。

最後に下世話ではあるが、ドナヒュー夫人が病気になって有名になったウェルメドウ・カフェは、現在当時の店主の曾孫さんのアラン・ミンシェラ氏が引き継いでいるので、機会のある方はぜひジンジャービールフロートを試飲されると良い。此処には、大法官マッケイ卿や不法行為法の泰斗カリフォルニア大学バークレー校のジョン・フレミング教授も訪れている。

．．．．．-了-．．．．．

註：初出：海事法研究会誌（第123号）1994.12.1（社）日本海運集会所

© Copyright 2006 SEIJI ANDO All Rights Reserved.